

議 事 内 容

- 専務理事 第 64 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、第 64 回常設審議委員会資料の訂正をお願いします。整理番号 5 - 9 の〇〇町の案件が書類不備のため取り下げられましたので、表紙の件数について、農地法第 5 条 9 件を 8 件に、合計 11 件を 10 件に訂正をお願いします。また、資料 41 ページから 45 ページの 5 - 9 については削除をお願いします。それでは、山口会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。今月 13 日に九州北部の梅雨明けが発表されました。今年は例年より 1 週間程度早く、また降水量についても大分少なかったようです。県内では豪雨災害もなくほっとしていますが、全国的に見ると各地で大きな被害が出ており、近年の異常気象の怖さを痛感しております。これから夏本番を迎え、農業委員会では農地パトロールが始まります。暑さ厳しい折ですが、農業委員会の重要な業務の一つですので、体調に十分気を配りながら活動を行っていただきたいと思っております。
- 議長 それでは、ただいまから第 64 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 12 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 4 条及び第 5 条の混合案件が 1 件、第 5 条 8 件のほか、「令和 2 年度農業者等との意見交換会の取りまとめについて」を議題としています。どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。

議長 まず、〇〇農業委員会から整理番号4-1の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、周囲に現況農地はなく、西側の登記地目・田も荒廃しており、転用により被害を及ぼす恐れはないと思われま。

また、新緑や紅葉の季節等に観光客が多く、渋滞が度々起こり、近隣住民から苦情が出ていたため、コロナ禍の今対策を講じたいと聞いております。

議長 次に、〇〇農業委員会から整理番号4・5-1の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4・5-1、〇〇〇〇申請のグリーンツーリズム事業のための広場及び駐車場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、3952番1及び3972番1の一部については、平成15年頃に嵩上げを行ったがその後畑として利用することなく、地域の広場及び駐車場として利用していたとの始末書が添付されています。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

当該地の北東に住宅地がありますが10m以上高い位置にあり、万が一土砂が流出しても西側に流れ、下流の集落とは1.5km離れており傾斜もなだらかな地形であるため、人的被害が出る恐れは少ないと思われます。西側の土地の所有者、区長、生産組合長との残土処分場設置協定書も交わされています。

また、平成28年に県の公共工事建設発生土処理施設の認定を受け、今回も搬入土量の報告がなされております。県の認定を受ける際に排水計画について県と協議を行い、承認が得られております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の採石場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

当該地は表土を剥いで掘り出す形で碎石が行われ、すり鉢状の形状になっており、周囲の農地に崩落などの被害は発生しないものと思われます。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

整理番号5-3、〇〇〇〇申請のゴルフ練習場建設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

なお、許可を受けずに着工していたとして始末書が添付されています。現状の工事の状況としては、周辺の山林の伐採、畦畔の撤去、調整池の造成に着手されています。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

山口議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む。）

等から概ね 500m 以内にある農地が第 2 種農地となりますが、JR〇〇駅からの宅地の割合が 40%を超えているため、500m を 1 km まで延長することが可能となります。申請地は JR〇〇駅から約 600m の所にあるため第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 6、〇〇〇〇申請の保育所建設用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断され、住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 7、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は県庁、市役所、又は町役場（これらの支所を含む。）から概ね 300m 以内にあることから第 3 種農地と判断されるため、許可し得るものと判断しております。
なお、土地の造成のみを目的とした農地転用は原則禁止されておりますが、この案件は農地法施行規則第 57 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため、例外的に認められております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号 5 - 8、〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用において、申請地は第 3 種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 農地法第 4 条関係 1 件、第 4 条及び第 5 条関係 1 件、第 5 条関係 8 件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第4条及び第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のグリーンツーリズム事業のための広場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の採石場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請のゴルフ練習場建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用地の価格が反当 104 千円となっておりますが、ここは国営パイロット事業の地区ではないですか。転用決済金は上乘せされていないのでしょうか。
〇〇農業委員会	パイロット事業の対象農地ではないと確認をしております。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の保育所建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	保育所の資金は全部自己資金ですか。
〇〇農業委員会	補助事業になるのですが新年度予算になりまして、11月に当初予算を組みますので、今のところ補助金として記入はしていません。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 農地法では造成のみは原則禁止というのは承知しておりますが、この案件の他にはどういう場合が例外的に認められるのですか。

議長 それでは、詳しい方がその辺りを教えてください。

〇〇農業委員会 地方公共団体や土地開発公社が土地のみ造成ができますが、それはあくまで第2種農地か第3種農地になります。第1種農地のような優良農地ではできないことになっています。また、民間の業者の場合は、都市計画法第8条第1項第1号の用途区域内の農地であれば土地のみ造成ができます。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にご質問等ございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第4条及び第5条関係1件、第5条関係8件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きます、次の項目に移ります。 「令和2年度農業者等との意見交換会の取りまとめ」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問等)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後にその他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3により説明。)
専務理事	以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。 次回は8月17日となりますので、ご予約をお願いします。

14時38分